



# シンガポール投資環境

2019年11月

みずほ銀行  
国際戦略情報部

みずほ総合研究所  
調査本部

# 【目次】

---

## **. 基礎情報**

[ - 1] アジア主要国経済指標	P.3
[ - 2] 基礎データ・概況	P.4
[ - 3] 経済構造	P.5
[ - 4] 経済・産業等の特徴	P.9
[ - 5] 経済情勢	P.11
[ - 6] 政治情勢	P.14
[ - 7] 経済発展上の課題	P.15
[ - 8] 経済発展上の強み	P.16
[ - 9] リスク	P.17
[ - 10] 直接投資動向	P.18
[ - 11] 投資先としてのポテンシャル総括	P.21

## **. 投資関連情報**

[ - 1] 労働関連情報	P.23
[ - 2] 主要工業団地・経済特区	P.25
[ - 3] 会計・税務関連情報	P.26
[ - 4] 物流関連情報	P.27
[ - 5] 金融関連情報	P.28
[ - 6] 撤退	P.29

## **. 拠点設立**

[ - 1] 進出形態	P.31
[ - 2] 拠点設立フロー	P.32
[ - 3] 現地費用	P.34
[ - 4] 口座開設	P.35

## **. 各種規制・恩典・参考情報**

[ - 1] 外資規制	P.37
[ - 2] 投資誘致	P.38
[ - 3] 会社法関連	P.39
[ - 4] 為替管理制度	P.40
[ - 5] 貿易制度	P.41
[ - 6] 資金調達	P.42
[ - 7] 不動産関連規制	P.44

## **. その他**

[ - 1] みずほ銀行 シンガポール拠点のご案内	P.46
[ - 2] 業務提携	P.47

---

. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他

## 【 1】アジア主要国経済指標

国名	韓国	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.6	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	17,205	49,718	133,681	3,641	5,899	3,627
実質GDP成長率(前年比)	2.7	0.8	6.6	3.1	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	33,320	39,304	9,580	64,579	25,008	48,451
2019年GDP成長率見込	2.0	0.9	6.1	0.5	2.0	0.3
信用格付(S&P) as of Oct 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	5,049	10,225	3,586	3,309	2,413	27,187
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	6.8
1人あたりGDP(USD)	7,448	3,871	11,072	3,104	2,551	2,038
2019年GDP成長率見込	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

(注)1. 数値は2018年ベース、2019年GDP成長率見込および斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A :当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい

BBB:当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い

BB :他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所)IMF “World Economic Outlook Database”、各種資料等より みずほ総合研究所作成

## 【 - 2】基礎データ・概況



### シンガポール基礎データ

【人口】	564万人(2018年IMF)
【面積】	722.5km <sup>2</sup> (東京23区をやや上回る程度)
【首都】	シンガポール
【言語】	英語36.9%、北京語34.9%、中国方言12.2%、マレー語10.7%、タミル語3.3%、その他2.0%(2015年)
【民族】	中華系74.3%、マレー系13.4%、インド系9.0%、その他3.2%(2018年)
【宗教】	仏教33.2%、キリスト教18.8%、イスラム教14.0%、道教10.0% ヒンズー教5.0%、その他0.6%、無宗教18.5%(2015年)
【通貨】	シンガポールドル
【政治】	立憲共和制
【元首】	ハリマ・ヤコブ大統領(2017年9月就任、任期6年)
【主要産業】	貿易業、金融・保険業
【名目GDP】	3,641億ドル 1人あたりGDP: 64,579ドル(2018年IMF)
【GDP成長率】	3.1%(2018年)

### シンガポール概況

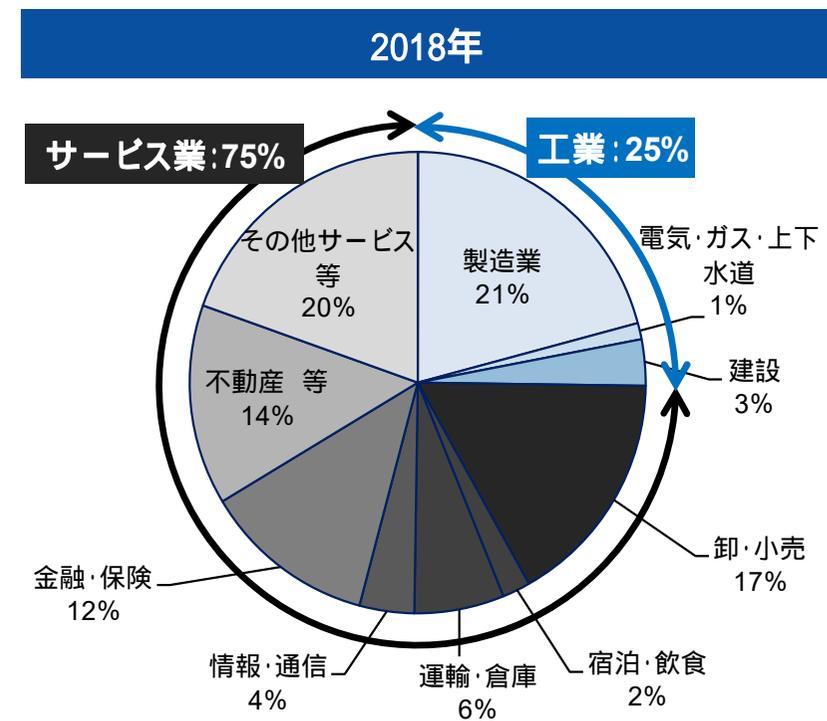
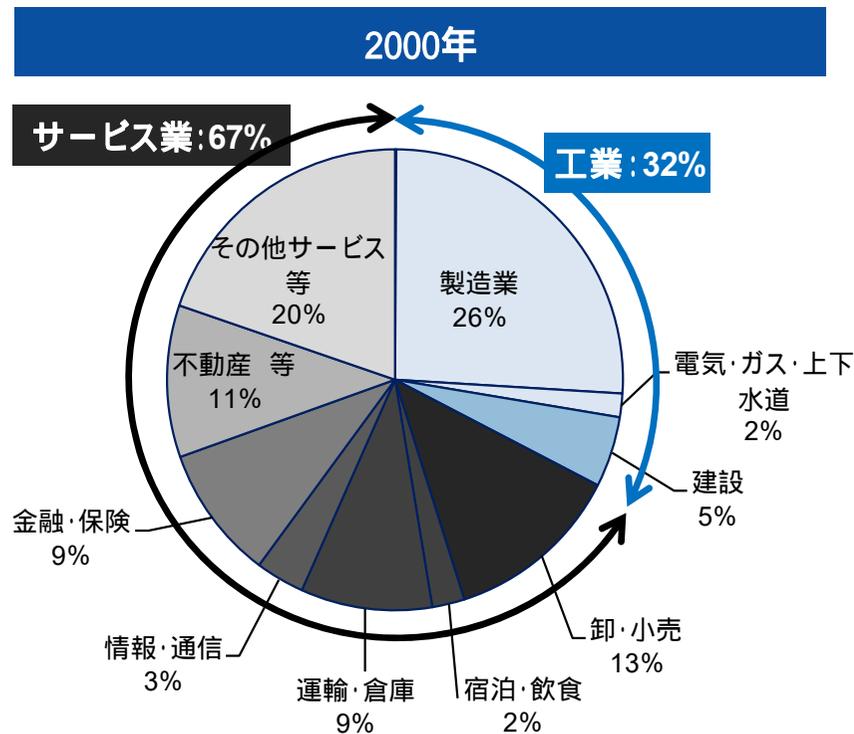
- 国民・外国人・永住外国人、中華系・マレー系・インド系、仏教・キリスト教・イスラム教等、様々な国籍、民族、宗教が入り混じった多民族国家
- 教育水準は非常に高い。人種が様々なため、グローバルな発想を持った優秀な人材が多く、「人材国家」と言われている
- シンガポールは小国開放経済であり、輸出に大きく依存する経済構造のため、世界経済の動向に大きく影響を受ける
- 近年、ビッグデータやIoTなど最新ICT技術の導入により、国家が直面する高齢化や交通などの問題を解決して住みやすい環境の実現を目指すと同時に、新たなビジネス機会の創出を狙っている

出所)IMF、シンガポール統計局、外務省等より みずほ総合研究所作成

## 【 - 3】経済構造(産業・貿易) ~ 産業構造

- ◆ 東南アジアにおける商業と金融の中心地として、サービス化が非常に進展している
- ◆ 農業と鉱業はほとんど存在しない
- ◆ 製造業のシェアは低下している。主な製品は、エレクトロニクス、石油製品、医薬など

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

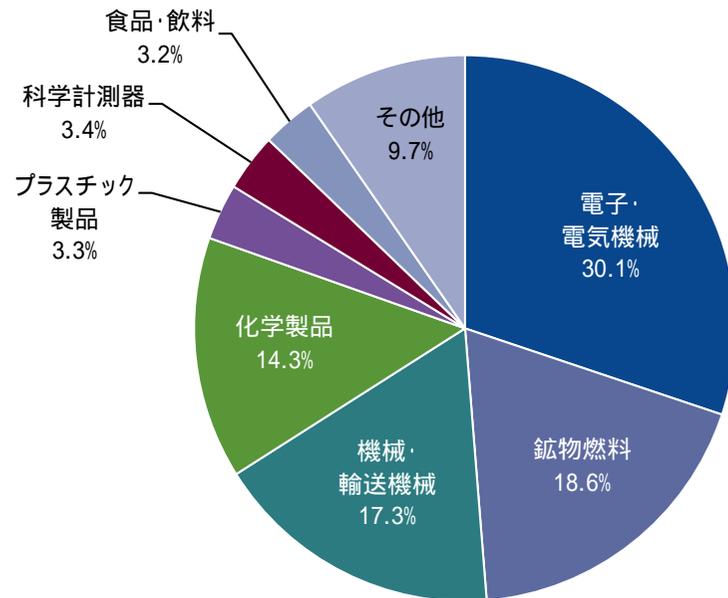


(出所) ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

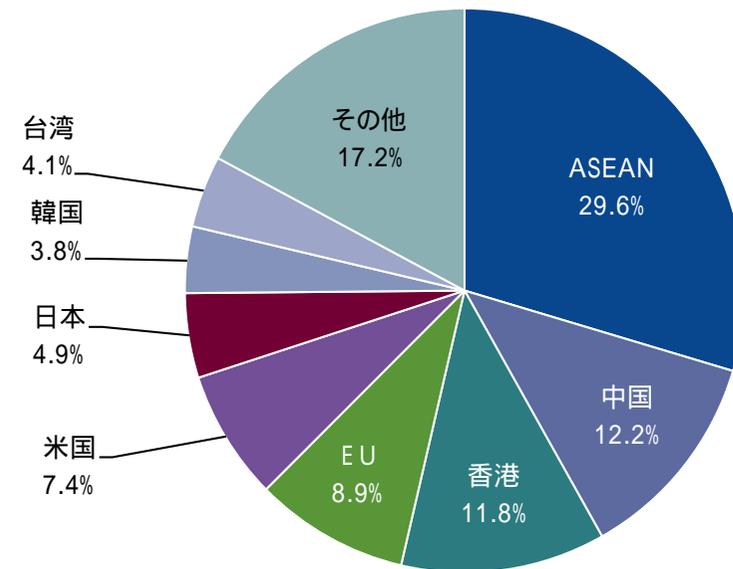
## 【 - 3】経済構造(産業・貿易) ~ 輸出構造(輸出全体)

- ◆ 東南アジアの貿易センターとして、電子・電気機械、鉱物燃料、機械・輸送機械といった多様な品目を幅広く取り扱って輸出している
- ◆ 輸出先としては、ASEANのシェアが高い。これに中国、香港と続くなど、アジアが大きな割合を占めている

通関輸出内訳(2018年)



国・地域別輸出内訳(2018年)

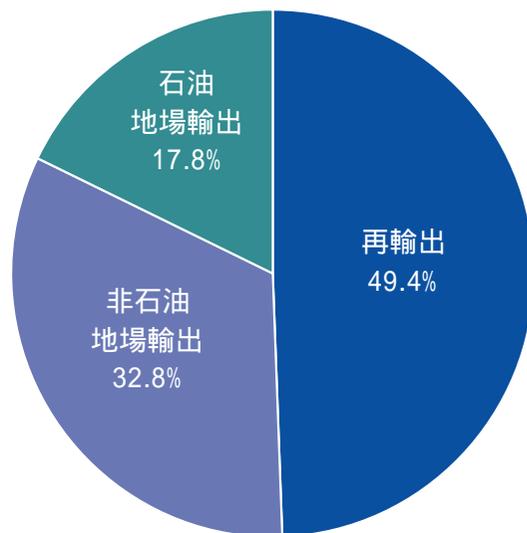


(出所)シンガポール統計局より みずほ総合研究所作成

## 【 - 3】経済構造(産業・貿易) ~ 輸出構造(非石油地場輸出)

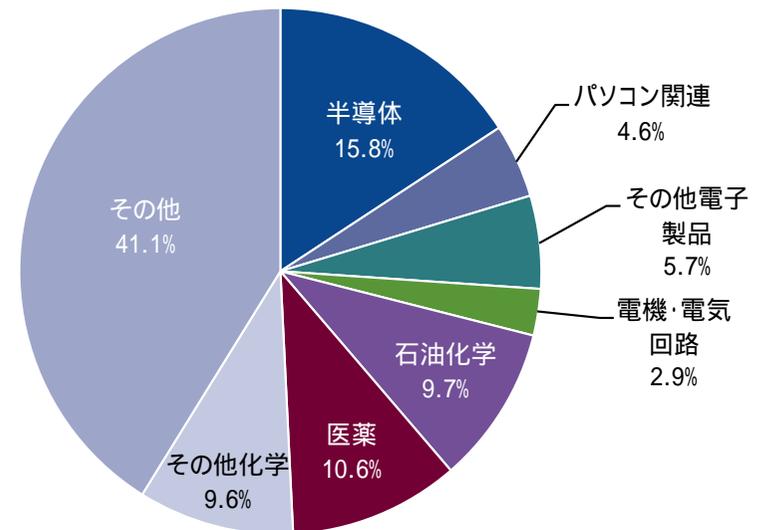
- ◆ シンガポールの景気動向をみる上で重視されるのは、非石油地場輸出。石油地場輸出と再輸出は、原料・仕入れ分の輸入を差し引くと、付加価値が非常に小さいため
- ◆ 非石油地場輸出では、電子関連と化学関連が主力輸出品目となっている

形態別通関輸出内訳(2018年)



(出所)シンガポール統計局より みずほ総合研究所作成

非石油地場輸出内訳(2018年)



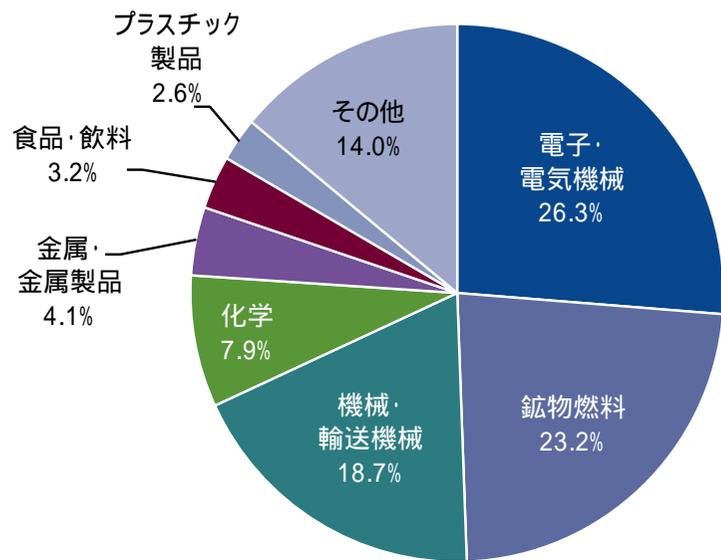
(注)半導体は集積回路と同部品、ダイオード・トランジスタの合計。パソコン関連は、パソコンと同部品、ディスクドライブの合計

(出所)シンガポール統計局より みずほ総合研究所作成

## 【 - 3】経済構造(産業・貿易) ~ 輸入構造

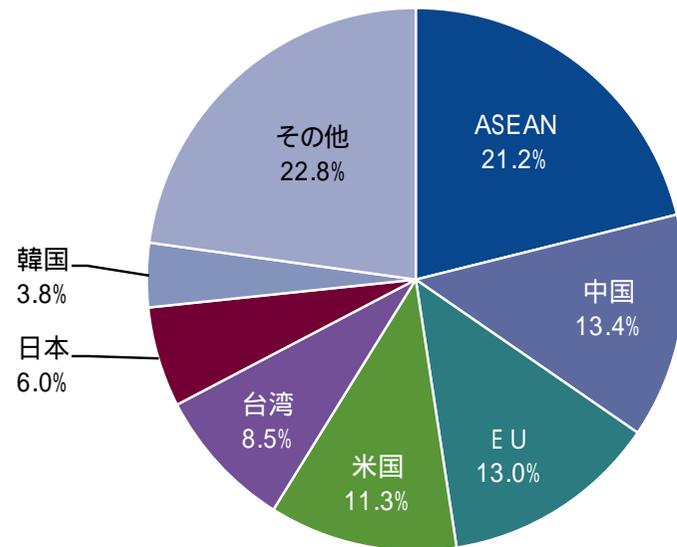
- ◆ 電子・電気機械、鉱物燃料、機械・輸送機械、化学が上位を占めている
- ◆ 国・地域別では、ASEAN、中国が上位を占めている点は輸出と同じだが、EUと米国のシェアが比較的高くなっていることが目立つ

財別輸入内訳(2018年)



(出所)シンガポール統計局より みずほ総合研究所作成

国・地域別輸入内訳(2018年)



(注)統計上の制約より、ASEANにラオスは含まず。  
 (出所)シンガポール統計局より みずほ総合研究所作成

## 【 - 4】経済・産業等の特徴 ~ 経済・社会

- ◆ 建国以来、政権を担当する人民行動党のもと、安定した経済・社会が築かれてきた
- ◆ 労務コスト、高齢化の加速等の課題に直面し、国づくりの戦略を転換。経済成長重視から、国民生活、福祉重視の姿勢へと政策をシフト

### 社会・経済等における特徴

#### 社会

- ✓ 国民・外国人・永住者、中華系・マレー系・インド系、仏教・キリスト教・イスラム教等、様々な国籍、民族、宗教が入り混じった多民族国家
- ✓ 経済の構造改革(人数の増加ではなく生産性向上による成長)を実施する中で外国人労働者雇用抑制を強化

#### 経済

- ✓ シンガポール経済は輸出に依存。輸出が低迷するとシンガポール経済も下振れする傾向
- ✓ サービス化が進展するも、政策的に誘致した医薬産業が拡大するなど、製造業も一定の役割を維持
- ✓ 1人あたりGDPは、香港、日本を上回り、産油国を除くアジアのトップ。世界でも屈指の高所得国

#### 政治

- ✓ かつては人民行動党による恣意的選挙割(ゲリマンダー)などがみられたものの、最近はそうした露骨な非民主的手法は採用されなくなっている
- ✓ 2015年9月の総選挙では、不人気だった外国人労働者の積極受け入れを改めたことや、国父リー・クアンユー元首相の死去・建国50周年で人民行動党の過去の実績に焦点があたったこともあり、同党が圧勝
- ✓ 2018年11月、ヘン・スイキヤット財務相が事実上、人民行動党の次期首相候補に指名された

#### 外交

- ✓ 小国であるシンガポールは、近隣だけでなく超大国を含めた友好国とのネットワークが必要。中でも米国と中国の両国は、最も重要な友好国
- ✓ シンガポールの発効済み自由貿易協定(FTA)件数は22件(2017年3月時点)で、FTAカバー率(貿易総額に占めるFTA発効国との貿易額比率)は8割弱に達している

(出所)外務省、JETRO資料より みずほ総合研究所作成

## 【 - 4】経済・産業等の特徴 ~ 産業

- ◆ シンガポールは国をあげて産業育成に取り組んでいるが、時代によって重視する産業は変化している
- ◆ 政府は現在、先端製造術導入による産業構造の転換に注力。狙いは、シンガポール工場を他国でのモデルケースとすること、技術やソリューションサービスを提供する企業のシンガポール進出を促すこと
- ◆ ASEAN市場全体をカバーするR&D拠点や先端製造拠点をシンガポールに設置する動きが引き続き増加

### 主要産業の特徴と動向

	金融業	エレクトロニクス産業	医薬品・医療機器製造業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 拠点を置く金融機関は1,200社超、アジア有数の資金調達拠点</li> <li>✓ 外国為替取引高では世界3位、アジア最大の外為取引市場</li> <li>✓ 大手の富裕層向け資産管理(PB)の拠点が多数あり、アジアの資産管理拠点として注目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1970年代には半導体組立などの労働集約的な工程から、1990年代以降にはウエハー製造、IC設計など製造活動を高付加価値化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 世界各国から優秀な研究者を集め、新薬の基礎研究から臨床、医療技術などの産官学の研究活動の拠点(R&amp;D)</li> <li>✓ 欧米の大手医薬品製造企業が製造拠点を設置。医薬品・医療機器の全生産高に占める割合は9.9%</li> </ul>
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2013年2月には中国工商銀行(ICBC)シンガポール支店が、人民元決済銀行に指定。東南アジアで人民元決済銀行が置かれるのは初めて。シンガポールは、香港、英国と並び世界3大オフショア人民元取引拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ エレクトロニクス部門の近年の投資は地域統括拠点の設置と研究・開発(R&amp;D)設置が増加(2016年時点は50社以上の拠点を置いている)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2013年:大日本住友製薬と参天製薬、各子会社設立</li> <li>✓ 2013年:アステラス製薬、医薬品販売子会社を設立</li> <li>✓ 2015年:第一工業製薬、貿易・コンサル業務の子会社設立 販売市場としての東南アジアの将来性に期待</li> </ul>

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 5】経済情勢 ～ 中長期の成長推移

- ◆ 輸出依存度が高いため世界的なショックが起こると成長率は大きく落ち込むものの、相対的に高い経済成長を長期にわたって実現。アジアでも屈指の高所得国となった
- ◆ 2014年以降は、世界貿易の伸びが鈍化したことなどにより、成長率は+4%未満にとどまる。少子高齢化が進む中、外国人労働者の受け入れ姿勢が消極化したこともあり、中期的にみて成長率はさらに低下する可能性が高い



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

## 【 - 5】経済情勢 ～短期見通し

- ◆ 中国経済の減速を背景に、増加基調を維持しつつも輸出の伸びが鈍化するため、景気拡大ペースは徐々に低下する見通し
- ◆ 輸出鈍化を受け、設備投資や個人消費の伸びも徐々に鈍化すると予想
- ◆ もっとも、輸出・内需ともプラスの伸びは維持するとみている

### アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
<b>アジア</b>	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
<b>中国</b>	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
<b>NIEs</b>	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
<b>ASEAN5</b>	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
<b>インド</b>	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
<b>オーストラリア</b>	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

## 【 - 5】経済情勢 ~ 中長期見通し

- ◆ 世界トップクラスの所得水準に到達、さらなる生産性の向上は容易でない。外国人労働者の流入抑制も
- ◆ ただし、FinTechなど先端分野において、生産性向上のために官民をあげた取り組みがみられる。2%程度の成長は維持できる見通し

### アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
<b>アジア</b>	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
<b>中国</b>	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
<b>NIEs</b>	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
<b>ASEAN5</b>	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
<b>インド</b>	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
<b>オーストラリア</b>	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算  
(出所) 各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

## 【 - 6】政治情勢

- ◆ 国会解散を受けた2015年9月11日の総選挙で、与党・人民行動党(PAP)が勝利
- ◆ 与党・PAPは前回2011年、外国人労働者の受け入れが多過ぎる、住宅価格が高過ぎるといった点で野党の攻撃を受けた。しかし、与党が政策的に歩み寄り、外国人労働者の流入抑制や住宅価格沈静化で実績をあげ、争点が不鮮明化
- ◆ こうした中、建国の父であるリー・クアンユー元首相の死去(2015年3月23日)や建国50周年記念(2015年8月9日)で、国家運営における与党の過去実績がクローズアップされたことが、与党優位につながった

### 政治に関する基本情報

議会：1院制(選挙区選出議員定数89、任期5年)

大統領：ハリマ・ヤコブ(2017年9月就任)

任期6年。政府機関の長の任命や、予算等に拒否権を持ち、内閣の助言に基づき権限行使

首相：リー・シェンロン(2004年より第3代首相)

#### 近年の主なできごと

2013年12月：リトルインディアで約40年ぶりに暴動が発生

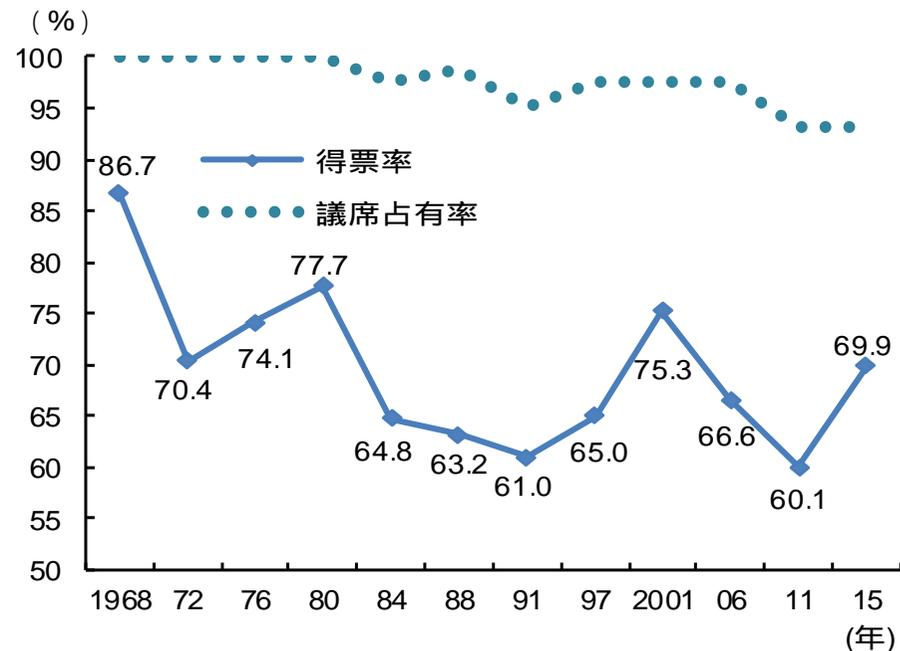
2015年3月：建国の父、リー・クアンユー元首相死去

2015年8月：建国50周年

2015年9月：総選挙で与党勝利

2016年4月：日本との国交樹立50周年

### 総選挙における人民行動党の得票率と議席占有率



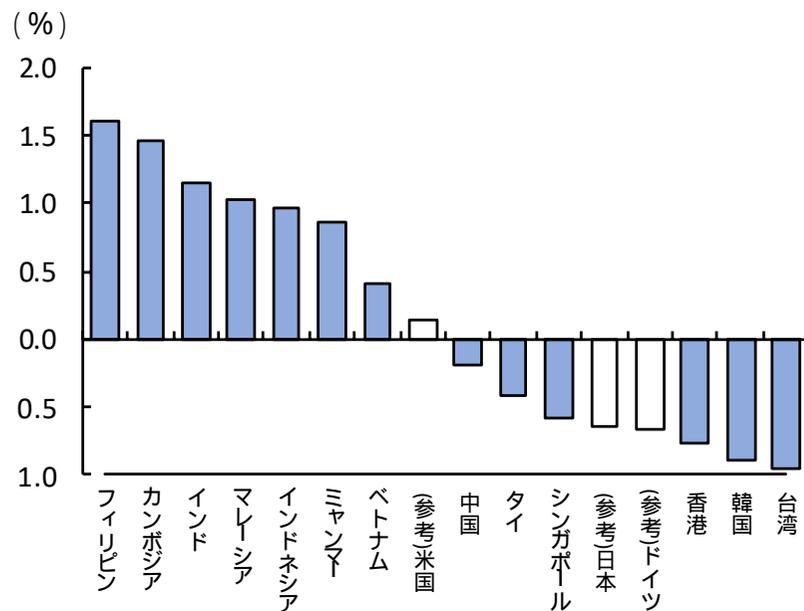
(出所)各種報道より みずほ総合研究所作成

(出所) Singapore Elections、各種報道より みずほ総合研究所作成

## 【 - 7】経済発展上の課題

- ◆ 生産年齢人口の減少は既に始まっている。賃金抑制・交通混雑・住宅価格高騰の原因になるとして有権者が反発していることから、外国人労働者の流入ペースも鈍化。人口動態が経済成長を制約する段階に突入
- ◆ 人件費、不動産賃借料などを中心とする高い事業コスト
- ◆ 所得水準が世界でも最高水準に達しており、外国の模倣が通用する発展段階ではなくなっている。経済成長を維持するためには、研究開発等で独自に生産性を高め、自ら針路を切り開く必要

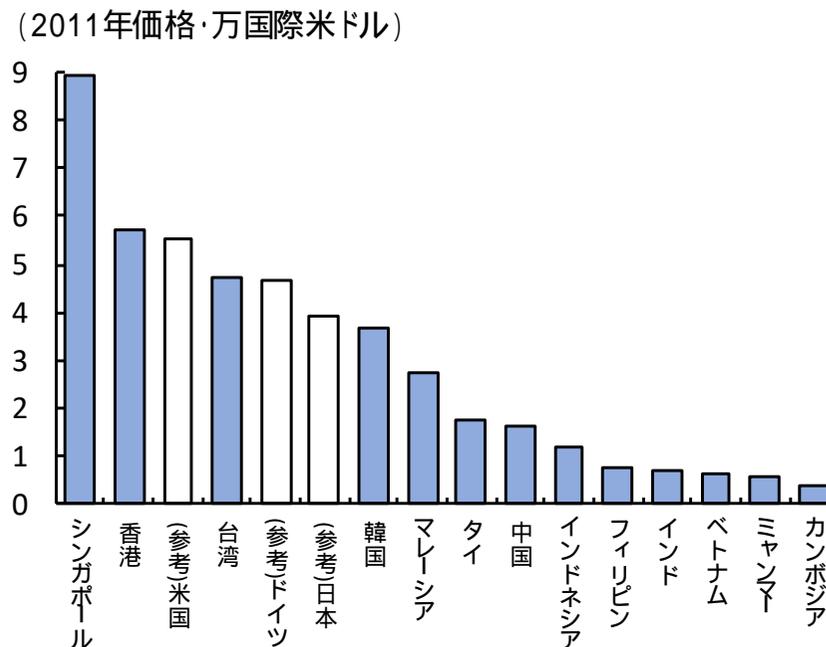
生産年齢人口増加率(2019~2028年平均)



(注)生産年齢は15~64歳

(出所)国連人口部より みずほ総合研究所作成

1人あたりGDP(2018年、購買力平価ベース)

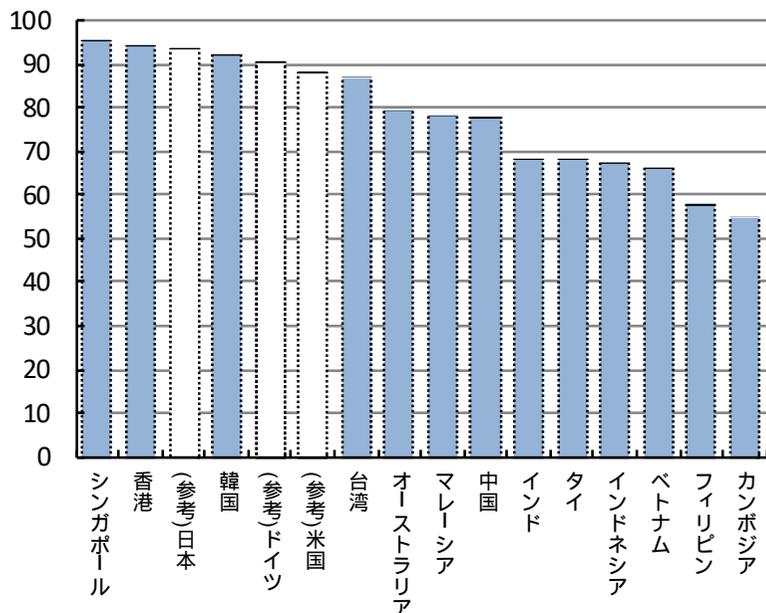


(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

## 【 - 8】経済発展上の強み

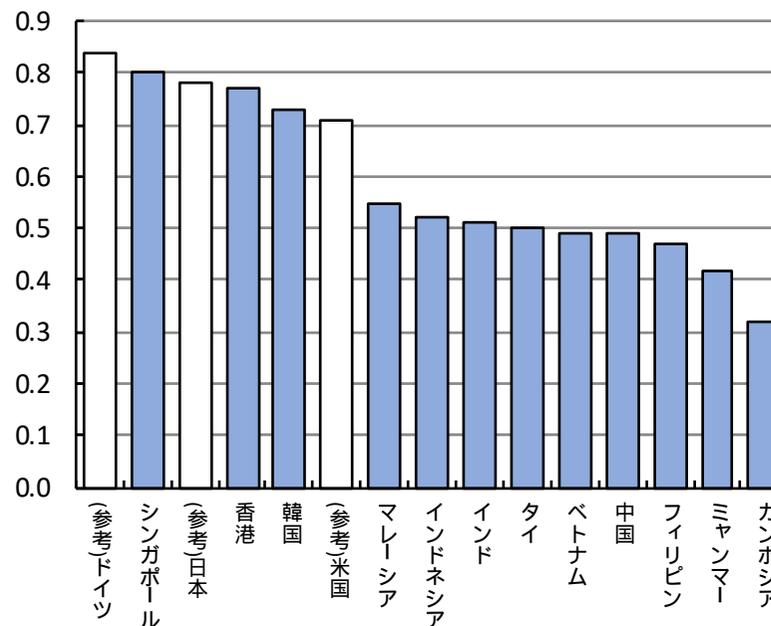
- ◆ シンガポールは、経済発展における数多くの強みを有している
- ◆ 物的インフラは、アジアでは最も整備されており、また法治主義の浸透度も高く治安も良好である
- ◆ その他、経済開放度や経済法制の充実度、大学を中心とした手厚い政府支援による教育水準の高さ、自然災害が少ない点などがあげられる

### インフラ指数



(注) 数字が大きいほどインフラが整備されていることを示す  
 (出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より  
 みずほ総合研究所作成

### 法治指数

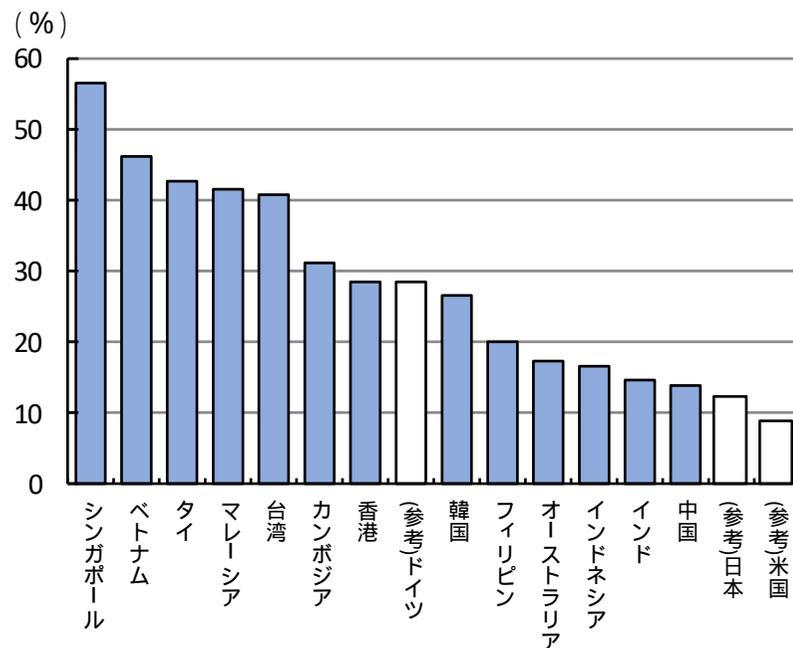


(注) 数字が大きいほど法治が徹底していることを示す  
 (出所) World Justice Project, “Rule of Law Index 2019” より みずほ総合研究所  
 作成

## 【 - 9】リスク～高輸出依存度、ヘイズ

- ◆ 輸出依存度が非常に高く、外国経済の動向に振り回されやすい構造といえる。シンガポールは、アジア通貨危機の際など、しばしばマイナス経済成長に陥っている
- ◆ 大型エルニーニョ現象に伴う深刻な干ばつが発生した1998年と2015年、インドネシアの山火事で、深刻なヘイズ(煙害)が発生(右下は2015年の様子)。多数の健康被害が生じたほか、交通機関にも悪影響。一般にシンガポールの住環境は優れているとされているが、この問題が発生すると印象が大きく悪化する

輸出依存度(付加価値ベース、2016年)



(出所)OECD、IMFより みずほ総合研究所作成

2015年のヘイズの様子

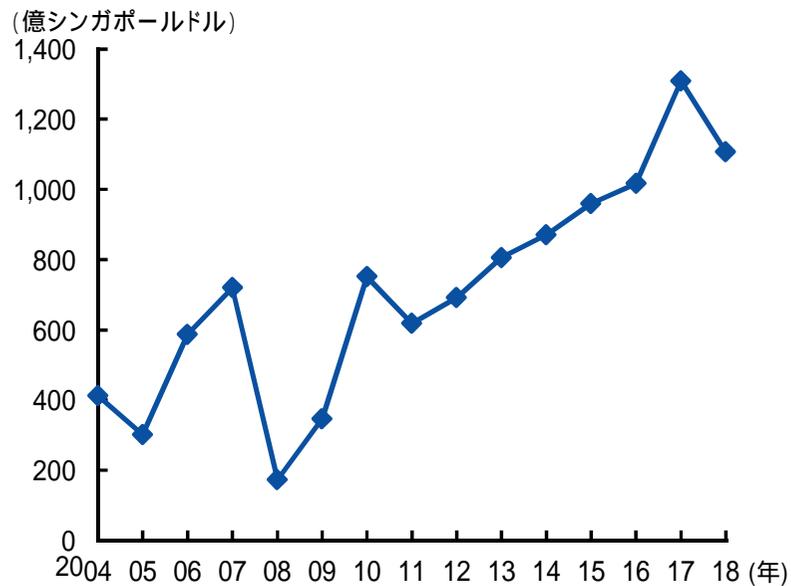


(出所)みずほ総合研究所

## 【 - 10】直接投資動向 ~ 世界からの投資

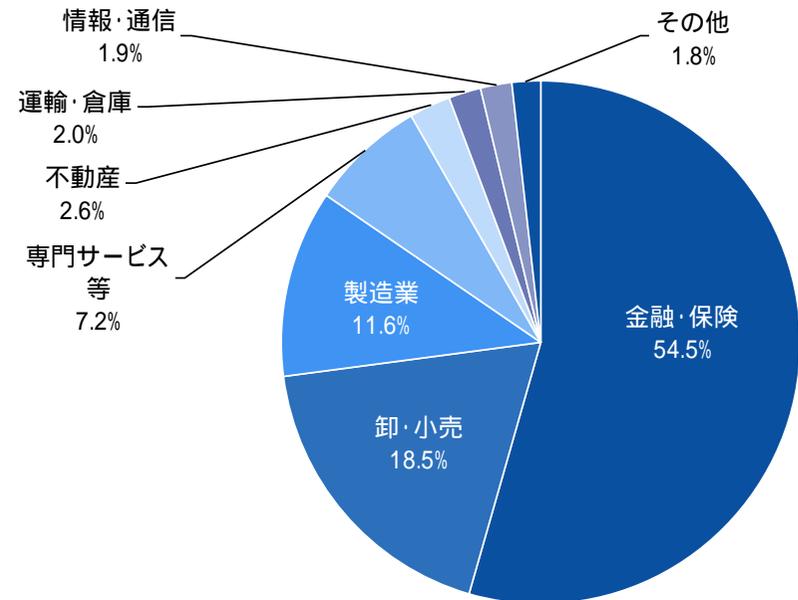
- ◆ 対内直接投資は、リーマン・ショックが発生した2008年などに落ち込んだものの、おおむね増加基調で推移
- ◆ 業種別の直接投資残高をみると、金融・保険が半分以上を占めており、次いで卸・小売と製造業となっている

### 直接投資フロー (国際収支統計)



(出所)シンガポール統計局より みずほ総合研究所作成

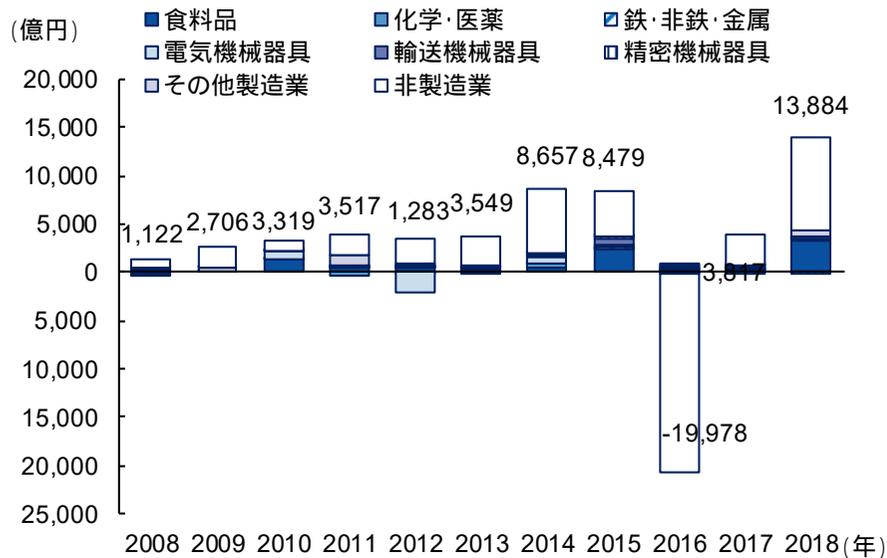
### 業種別対内直接投資残高(2017年末)



# 【 - 10】直接投資動向 ~ 日本からの投資

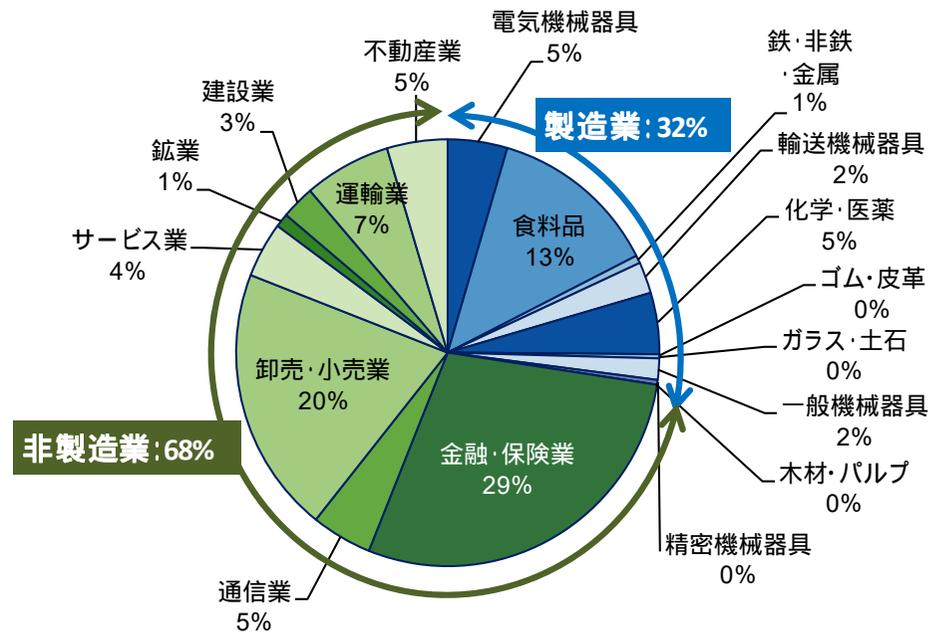
- ◆ 日本からの直接投資は、近年は非製造業が主体となっている。2016年の大幅マイナスは、ソフトバンクがシンガポール子会社から2兆円超の配当を決めたことが影響している模様
- ◆ 直接投資残高をみると、非製造業では、金融・保険と卸売・小売が中心となっている
- ◆ 製造業の直接投資では、食料品の比率が高い。キッコーマンやヤクルトが工場を保有しているほか、日清食品などがシンガポール経由でアジア諸国に投資するケースや、三菱商事によるオラムへの出資など総合商社が既存地場企業に投資するケースもみられる

## 日本からの直接投資フローの推移



(注) 国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない  
 (出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

## 日本からの対外投資残高(業種別内訳、2018年)



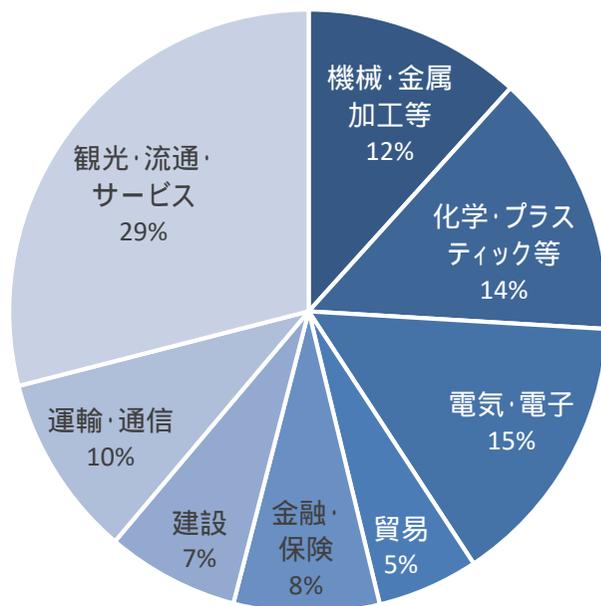
(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

## 【 - 10】直接投資動向 ~ 日系企業進出動向

- ◆ マーケットとしてのアジアの重要性が高まる中、日系を含む外資系企業がアジア向けの製品・サービスに関するR&D施設やイノベーションセンターをシンガポールに設置する動きが加速
- ◆ 製造業においても同様に、化学、電気機器、機械がメインとなっているが、昨今のコスト高を理由に撤退・移転を選択する企業も増加傾向にある
- ◆ 東南アジア進出のテストケースとの位置付けで、日系小売・飲食業の進出も拡大

### 日系進出企業の業種別割合

2018年シンガポール日本商工会議所会員の業種別数値に基づき作成



(出所)JETRO世界貿易投資報告より みずほ銀行国際戦略情報部作成

### 日系企業進出の近時動向

- 現地機関との連携によるR&Dセンターの設置
- 地域統括会社機能の強化・対象地域の拡大
- 日系小売・飲食業の進出  
(東南アジア進出のテストケースとの位置付け)
- シンガポール持株会社を活用し、地域内の企業を買収

電機	パナソニック 工用冷蔵コンプレッサーの本社機能を設置
化学	栗田工業 R&D拠点を開設
医薬品	武田薬品工業 研究開発を行う新オフィスを開設
電気機器	オムロン 自動化技術の研究拠点を開所
物流	日本郵便 物流拠点を開設
不動産	新日本建物 投資用不動産の販売会社を設立
小売・飲食	パン・パシフィック・インターナショナルHD(旧ドンキホーテ) 2020年までに10店舗展開予定
	ノジマ シンガポールの小売大手を買収
食品	ヨシムラ・フードHD 統括会社を設立

(出所)各種新聞報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 東南アジアの中心という地理的優位性、高度なインフラを背景に、金融、貿易、情報の地域ハブとしての地位を不動のものとしている
- ◆ 世界最高レベルの所得水準により消費市場としての魅力を有する一方、コスト面では人件費や不動産賃料の負担が大きい

### 投資における魅力

<b>高い経済自由度</b>	原則、外資規制はなく、外国企業に対する投資奨励制度も整備。自由化水準や透明性が高い
<b>貿易航路の要衝</b>	世界123カ国・600超の港と結ばれおり、2018年港湾別コンテナ取扱個数ランキングでは第2位
<b>地域貿易の中心</b>	現在でも重要な成長の牽引力であり、貿易額はシンガポールのGDPの約3倍
<b>社会の安定</b>	法規制の整備も進んでおり、その透明性も相対的に高い
<b>金融の中心地</b>	各種国際機関やグローバル金融機関の多くが進出しており、情報集約性が高い
<b>FTAに積極的</b>	貿易立国であり、FTAでカバーする経済圏、貿易圏の広さは世界随一
<b>インフラ完備</b>	効率的で革新的な産業インフラの確立
<b>労働力競争力</b>	英語圏であり、教育水準の高い人材が豊富。現地採用でグローバル人材の確保が容易

### 投資における留意点(課題)

<b>労働コスト</b>	高い技術、技能を有する労働力の確保に一定のコストがかかる
<b>事業コスト</b>	不動産賃料など、事業コストも高水準
<b>高輸出依存度</b>	シンガポールは小国開放経済であり、輸出に大きく依存する経済構造
<b>狭小の国内市場</b>	土地が小さく、人口も少ない

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

---

. 基礎情報

. 投資関連情報

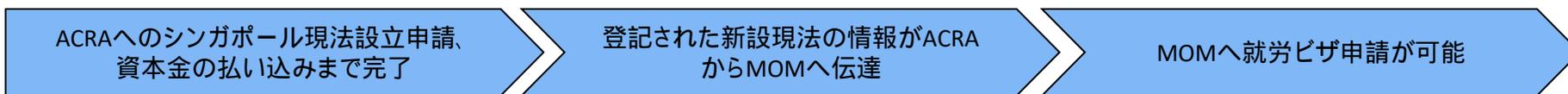
. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他

## 【 - 1】労働関連情報 ~ ビザ、雇用関連規制

- ◆ 法人設立登記を主管する機関が会計企業規制庁 (ACRA)、就労ビザを発給する機関は人材省 (MOM: Ministry of Manpower) とそれぞれ異なることに留意する必要あり
  - 資本金を払い込み現法設立が完了したとしても、新設現法の登記情報がACRAからMOMへ共有されなければ、ビザを申請することができない
- ◆ 現在、シンガポールでは現地人を優先的に雇用する政策が採用されており、従来よりも就労ビザの取得が難しい状況 2019年に最低給与額が引き上げられ、2020年1月からさらに引き上げられる予定



### ビザの取得・種類・留意点

<b>EP</b> (Employment Pass)	【査定基準】 ✓ 月収SGD3,600以上 ✓ 難関大学卒業者 【留意点】 ✓ 職務経験者: 経験に応じたより高い月収
<b>Sパス</b>	【査定基準】 ✓ 月収SGD2,300以上 (2020年よりSGD2,400以上) ✓ 大学、短大、専門学校卒であること ✓ 管理職、専門職、技術職等、技術・関連実務の経験年数を重視 ✓ 外国人雇用税納付義務あり 【留意点】 ✓ Sパス者は従業員合計の15% (サービス業) もしくは20% (その他業種) までの上限あり (2021年1月から13%、2021年1月には10%まで引き下げ予定)

### 現地における雇用・解雇規制

<b>National Jobs Bank</b> 通称「人材バンク」。EP (Employment Pass) 申請前に政府が管轄するシンガポール人、永住権保持者向けの求人サイト「Jobs Bank」に最低14日間の求人広告を掲載する必要あり
<b>【以下については対象外】</b> ✓ 従業員25名以下の企業 ✓ 月額固定給与がSGD12,000以上の求人案件 ✓ 駐在員など同じグループ内の海外または国内から派遣される人材で、Manager (管理職)、Executive (経営幹部)、Specialist (専門職) などのポジションである場合。就労3年、延長2年で合計5年間を超えないこと ✓ 1ヵ月以内の短期での就労の人材

(出所) 各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

# 【 - 1】労働関連情報 ~ 労働コスト

◆ シンガポールの賃金水準は、ASEANの中では圧倒的に高い一方、生産性が高く、優秀な熟練労働力を確保することができ、ビジネスの成長に適した環境が整っている

## 賃金水準

(単位: USD)

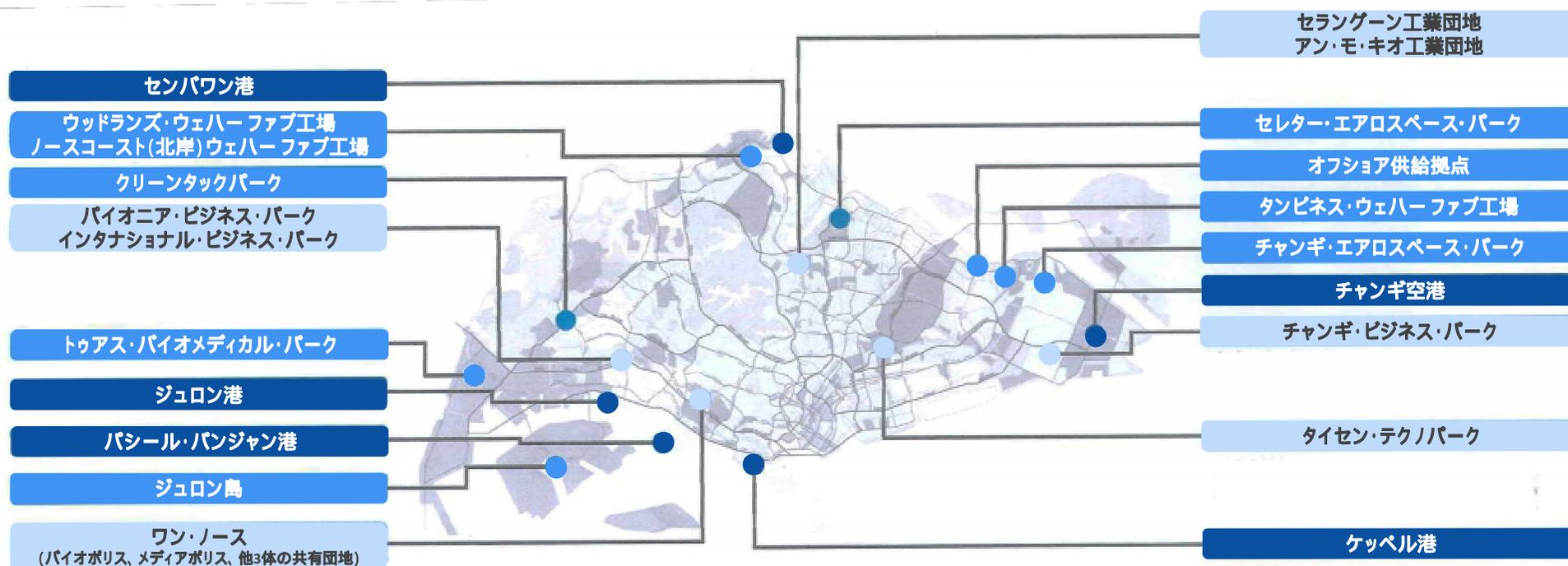
国名	日本	中国			香港	韓国	台湾	シンガポール	インドネシア	マレーシア
都市名	横浜	上海	深セン	香港	ソウル	台北	シンガポール	ジャカルタ	クアラルンプール	
製造業										
作業員賃金(一般職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	1,946	308	413	
エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,707	2,702	1,428	3,064	457	840	
マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	4,490	1,031	1,576	
非製造業										
スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	2,548	442	890	
マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	4,468	1,130	1,983	
店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	1,148	232 ~ 336	572	
店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	1,032	213 ~ 286	450	
法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)		279/月	268/月 (12.35/日・1.29/時)	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45カ月分	2.00カ月分	1.63カ月分	1.76カ月分	2.93カ月分	3.19カ月分	2.19カ月分	1.97カ月分	2.01カ月分	
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005% ~ 15.205%	37.7 ~ 40.6%	19.74 ~ 33.49%	5% 月収30,000HKD未満 1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5% ~ 32%	12.39%	17%	10.24 ~ 11.74%	13.45 ~ 14.95%	
名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、前年同期比)	4.08% (2018年1 ~ 10月)	3.8% (2017年)	8.0% (2019年)	4.88% (2018年)	
国名	タイ	フィリピン	ベトナム		カンボジア	ラオス	ミャンマー	インド		
都市名	バンコク	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	
製造業										
作業員賃金(一般職)	413	234	217	242	201	180	162	265	306	
エンジニア賃金	728	373	436	464	648	383	349	610	704	
マネージャー賃金	1,559	971	957	943	1,117	875	1,016	1,531	1,355	
非製造業										
スタッフ賃金(一般職)	789	497	543	568	501	446	415	668	759	
マネージャー賃金	1,755	1,223	1,281	1,209	1,273	1,123	1,028	1,742	1,862	
店舗スタッフ賃金(アパレル)	368	298 ~ 320		225 ~ 293	150 ~ 250	152	98	401 ~ 498		
店舗スタッフ賃金(飲食)	368	298 ~ 320		167 ~ 176	200 ~ 300	117	65 ~ 98	343 ~ 449	173 ~ 201	
法定最低賃金	9.64 ~ 10.32/日	9.62 ~ 10.33/日	183/月	183/月	182/月	129/月	3.13/日	201/月(非熟練工) 222/月(準熟練工) 244/月(熟練工)	121/月(非熟練工) 128/月(準熟練工) 135/月(熟練工)	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	2.84カ月分	1.64カ月分	1.56カ月分	1.51カ月分	1.04カ月分	1.20カ月分	1.16カ月分	1.08カ月分	1.32カ月分	
社会保障負担率 (雇用者負担)	5%	8.745%+100PHP	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	13%	13%	
名目賃金上昇率	0.05% (2017年)	4.88 ~ 5.26% (2018年)						9.0% (2017年)	11.5% (2017年)	

(出所) JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 2】主要工業団地・経済特区

- ◆ 狭い国土の中に高度なインフラ環境を備えた工業団地が多く点在
- ◆ 主な工業団地は以下の通り

### 主要工業団地・設備



工業団地

港・空港

ビジネスパーク

(出所)EDBより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 3】会計・税務関連情報

- ◆ シンガポールの会計制度はACRA (Accounting and Corporate Regulatory Authority)が管理しており、会計の年次申告に関する手続きやその報告形式、会計士の登録等はACRAの定める規則に従う
- ◆ シンガポールでは、「決算日時点での時価を記録」する役割の大きい会計基準である国際財務報告基準(IFRS)に近似したシンガポール財務報告基準(SFRS)にて決算を行う
  - IFRSとSFRSにおける基本の違いについては下記記載

### 主要な会計制度

- ✓ シンガポールにおいて、原則すべての会社は監査を受ける必要あり。監査人は会社設立後3ヵ月以内に任命する必要あり。また、監査人は定時株主総会ごとに任命する必要あり
- ✓ 会社法や会計に関する登録・報告手続き等は、基本的にACRAのオンラインプラットフォームで行う。会社法等の公文が必要な場合、オンライン上で原文の参照が可能
- ✓ IFRSとSFRSにおける基本的な違いは以下の通り
  - 固定資産を再評価する必要性の有無(条件あり)
  - (完成前の)不動産開発に関する収益の認識
  - 連結財務諸表の作成要否

### 税務・租税条約の締結状況

- ✓ シンガポールの現地法人および支店は、賦課年度ごとに確定申告を行い、賦課決定された法人税を納税する義務あり
  - 法人税率:17%
  - 企業負担軽減策として、2019年度は法人税額の20%もしくはSGD10,000のいずれか低い方が免除される
- ✓ シンガポール政府はワン・ティア法人税制度を採用しており、シンガポール企業が国内の個人、法人に支払う配当金は、受け取る側では課税対象外であり、国外の企業に配当する場合は源泉税が課せられない
- ✓ キャピタルゲインは原則課税対象外
- ✓ その他税制には、源泉税、個人所得税(最高税率20%、2017賦課年度からは22%)、財・サービス税(Goods & Services Tax: GST 7%)、印紙税、不動産税など
  - 2021年~2025年の間にGSTを現在の7%から9%に引き上げる予定(時期未定)

(出所)各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 4】物流関連情報

- ◆ 東南アジアの中心であり、主要輸送航路が連結しているシンガポールは重要な物流拠点かつ国際貿易の中継地点
- ◆ 生鮮品等の取り扱いに求められる温度管理や高価格品の管理に必要とされるセキュリティがこれらを満たす世界水準のインフラを備えているため、あらゆる業種の有力企業が物流、サプライチェーン管理の拠点として選択

### 現地物流市場動向

- ✓ シンガポールのチャンギ空港はアジア最大級の貨物空港。60カ国280都市以上から、週に6,500便以上が乗り入れ、およそ200万トンの貨物量を取り扱う
- ✓ 世界屈指の貨物取扱量の多いトランシップ(積み替え)ハブを誇り、200社以上の船舶会社を通じて123カ国600港とつながり、世界の主要寄港地に毎日寄港
- ✓ 世界銀行が発表した2018年の国際物流効率性指数(LPIランキング)において、シンガポールは160の国・地域の中では第7位、アジアでは日本に次いで第2位であった
- ✓ 東南アジアの中心という戦略的ロケーションに位置し、主要輸送航路が連結しているシンガポールは、重要な物流拠点および国際貿易の中継点
- ✓ シンガポールの優れたインフラとコネクティビティを通じて世界市場にあわせた事業拡大が可能。また、自由貿易協定(FTA)と経済連携協定数は世界のGDPの60%以上をカバー

### 関連規制・主要プレイヤー等

#### 関連規制

- ✓ シンガポールにおける外国投資は原則自由。ただし、運輸・物流業に関わる事業は、ライセンスの申請が必要

#### 主要プレイヤー

- ✓ 大手の物流企業にとってシンガポールは最高のロケーションであり、海外に事業を展開している多くの企業はシンガポールに拠点を設置
- ✓ また、その大半の会社(DHL、キューネ・アンド・ナーゲル、山九、シェンカー、トール、UPS、郵船ロジスティクスなど)が、シンガポール国内に地域統括本部またはグローバル本部機能を設立

(出所)シンガポール経済開発庁(EDB)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

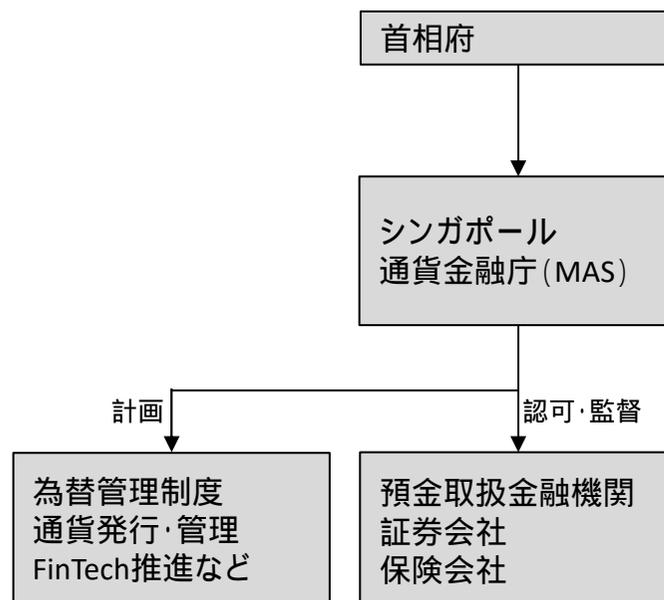
## 【 - 5】金融関連情報

- ◆ 世界経済フォーラム(World Economic Forum)のレポートによる2019年の国際競争力ランキングで、シンガポールは再び世界1位に
  - 米中の貿易摩擦の影響などを背景にシンガポールの「金融システム」「マクロ経済の安定性」などが評価され、2018年1位の米国を抜き首位に選定された
- ◆ 広範囲な通貨・金融政策を担当してきた通貨金融庁(MAS)は、2002年10月1日、造幣業務を担当してきたシンガポール通貨理事会(BCCS)を吸収し、シンガポールの中央銀行として機能

### 現地金融関連動向

- ✓ シンガポールは東南アジアにおける金融ハブであり、アジアの経済成長で増加した資産流入、東南アジアの投資ラッシュで運用資金は30%増加。現在、東南アジアの投資ハブ、統括部機能として重要な位置を占める
- ✓ 2014年11月に発表したスマート国家構想を実現するため、シンガポール通貨金融庁(MAS)は2015年6月にスマート金融センターをめざす方針を表明。FinTechのエコシステムを構築するための様々な施策や規制を発表し、組織内にFinTech専門グループを設置
- ✓ 2016年より、シンガポール通貨金融庁(MAS)はシンガポールドルの誘導方針について中立の立場を示していたが、2018年には6年ぶりに金融引き締め政策を決定。2019年は減速する景気に配慮し、10月の金融政策決定会合においてシンガポールドルレートの上方向誘導ペースを緩める方針が示されている

### 金融監督体制図

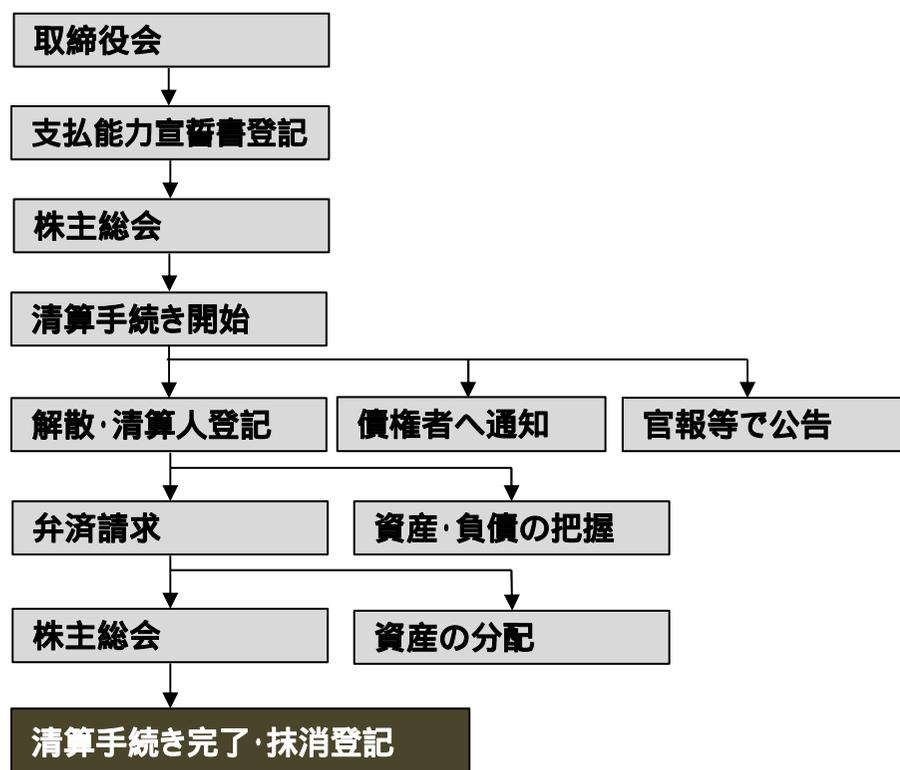


(出所)JETRO、MAS、各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 6】撤退

- ◆ シンガポール会社法において、「清算」は「強制清算」と「任意清算」に分別
- ◆ シンガポールから撤退する時の手続きは「任意清算」手続き
- ◆ 一般的な株主による任意清算 (Members' Voluntary Winding up) を行うには、すべての債権者に対する債務を完済することが要件

### 撤退フロー



### 関連規制・留意点等

- ✓ 取締役会により、任意清算を行う旨の決定を行う。その際、「支払能力宣誓書」に署名し、ACRAに登記を行う
- ✓ 支払能力宣言書をACRAに登記した後、株主総会召集通知を発送（支払能力宣言書作成から**5週間以内**）、株主総会特別決議により、任意清算を行う旨の決議、清算人の選任を行う
- ✓ 当該総会決議を、決議から**7日以内**にACRAに登記、**14日以内**に清算人の選任をACRAに登記、**10日以内**に日刊紙に公告を行う
- ✓ 清算開始後、資産・債務の整理を進め、清算開始日から6ヵ月の期間が過ぎるごとに当該期間における入出金および資産・負債の残高を報告する計算書を作成し、ACRAに登記を行う
- ✓ 清算手続きがすべて終了した上で、清算人は資産の処分等に関する最終計算書を作成し、結了集会を招集。結了集会の招集通知は、シンガポールで発行される英語、マレー語、中国語、タミル語の新聞各1紙以上に公告する必要あり。その招集通知期間は**1ヵ月以上**とする
- ✓ 結了集会の開催日から**7日以内**に、清算人は、結了集会開催申告書をACRAに登記。この申告書がACRAに登記された日から**3ヵ月**を経過した時点で法人格が消滅する

(出所)JETROホームページより みずほ銀行国際戦略情報部作成

---

. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他

## 【 - 1】進出形態

- ◆ シンガポール進出にあたって主な進出形態は 現地法人、 支店、 駐在員事務所
- ◆ 各形態の主な特徴は以下の通り

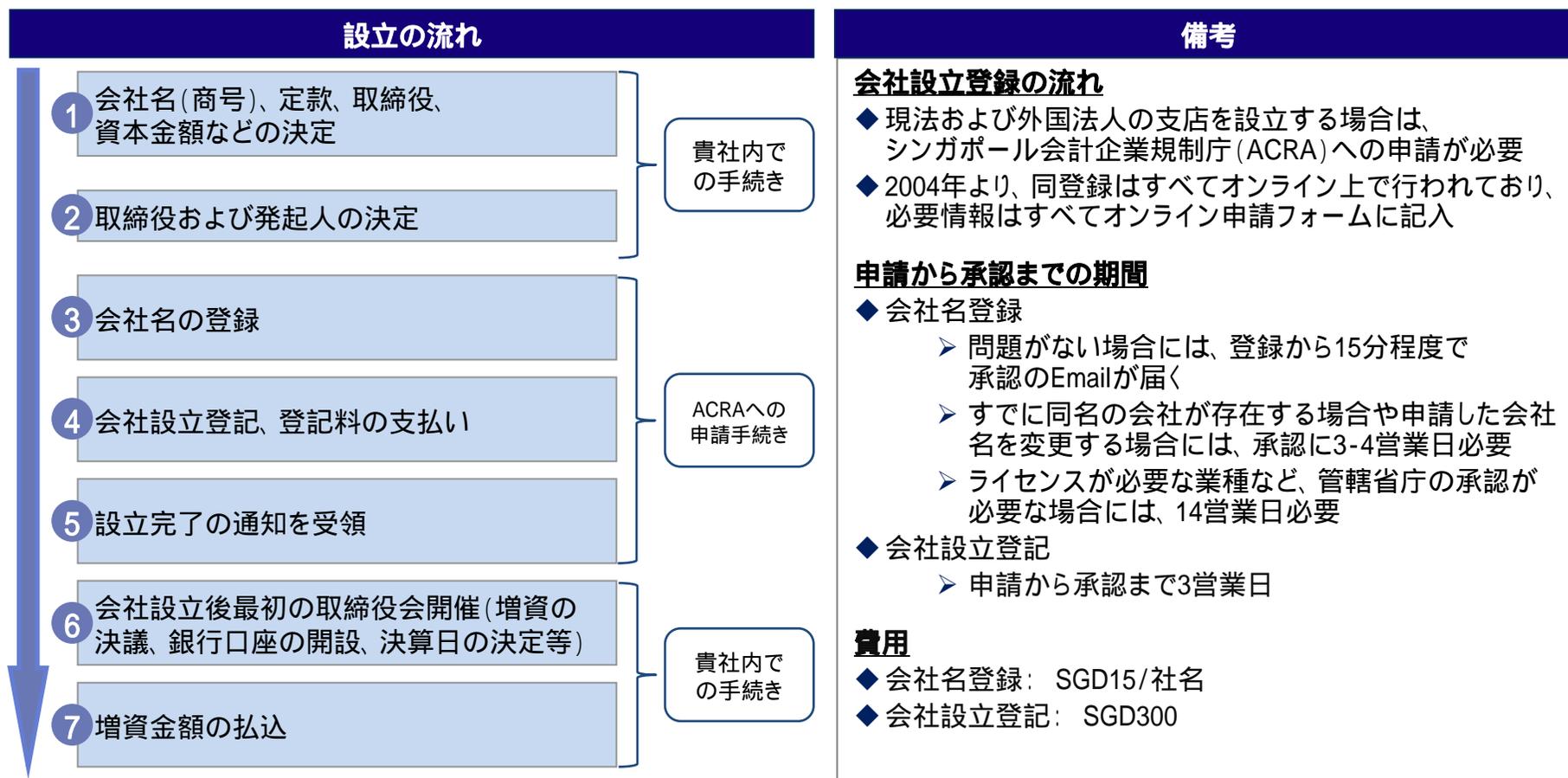
	現地法人	支店	駐在員事務所
概要	シンガポール進出にあたって最も一般的な形態	法人格としては本社の法人格であり、支店そのものに法人格はない	日本法人の営業促進、連絡業務、情報収集、市場調査等を実施するために設立されるケースが多い
営業活動	現地法人の定款に記載された範囲で自由な営業活動が可能	日本の本社の商号および定款により制限を受ける	営業活動はできない
設立に必要な期間	申請から承認まで3～4営業日 ライセンスが必要な業種等、管轄省庁の承認には、14営業日～2ヵ月必要		提出から証明書の入手まで1～3週間必要。1年ごとの更新も必要
初期必要資本金	SGD1	原則自由(ただし、資本金なしの場合、登記料はSGD1,200になる)	適用外 (ただし、設立条件あり)
税率	法定税率17%。ただし、本邦のタックスヘイブン税制について考慮する必要あり	シンガポールで発生する法定税率17%については、本国で外国税額控除の適用が可能	適用外 (営業活動は不可のため)
租税条約適用	シンガポールと他の国々との間で締結された租税条約の適用を受けることができる	居住者とはみなされず、シンガポールが締結する租税条約の適用を受けることができない	適用外 (営業活動は不可のため)
登録抹消・撤退	会社法の規定に基づく任意清算手続きにより会社を清算することになるが、新聞公告を必要とする等手続きが複雑で費用もかかる	登録の抹消は、事業停止通知書を提出すればよく、手続きは現地法人と比べて容易	現地で決算書や法人税申告を行う必要がないため、現地雇用等の契約関係を整理できれば、すぐに清算申請でき、数日で手続き完了

(出所)ACRA、各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 2】拠点設立フロー

- ◆ シンガポールにおける現地法人設立の流れは以下の通り
- ◆ シンガポール企業会計規制庁 (ACRA) への申請が必要

### 現地進出形態: 現地法人

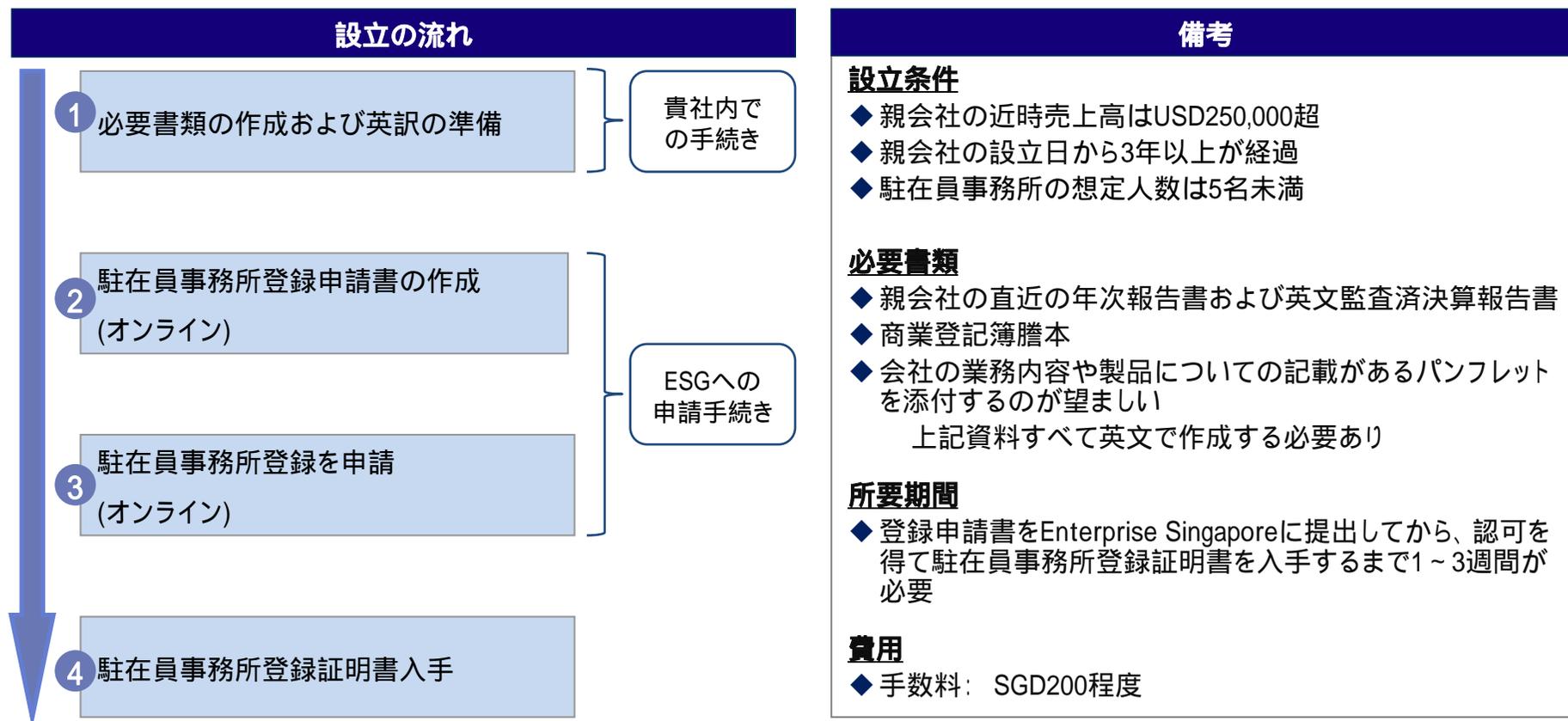


(出所) ACRA、各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 2】拠点設立フロー

- ◆ シンガポールにおける駐在員事務所設立の流れは以下の通り
- ◆ Enterprise Singapore (ESG、旧IE-Singapore: シンガポール国際企業庁) への申請が必要
- ◆ 駐在員事務所の認可期限は3年であり、1年ごとのライセンス更新が必要

### 現地進出形態: 駐在員事務所



(出所) Enterprise Singapore、各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 3】現地費用

### ◆ シンガポールにおける一般的な現地費用は以下の通り

➤ 為替変動レートの影響もあるため、数字は参考程度

項目		USD(月額)	項目		USD(月額)
賃料	工業団地借料(m <sup>2</sup> あたり)	0.74 ~ 2.82	光熱費	業務用電気料金	基本料金: 契約電力x6.77/kW
	事務所賃料(m <sup>2</sup> あたり)	62 ~ 95			0.10/kWh(7~23時) 0.17/kWh(23~7時)
	店舗スペース賃料(m <sup>2</sup> あたり)	237 ~ 321		一般用電気料金	基本料金:なし
	駐在員用住宅	2,064 ~ 7,739			0.19/kWh
輸送	40ftコンテナ対日輸出	332		業務用水道料金	基本料:なし
	40ftコンテナ第三国輸出	1,106			1.84 ~ 2.16/m <sup>3</sup>
	40ftコンテナ対日輸入	405		一般用水道料金	基本料金:なし
	レギュラーガソリン価格 (1リットルあたり)	1.58 ~ 1.89			~ 40m <sup>3</sup> →1.92
	軽油価格(1リットルあたり)	1.26 ~ 1.30			40m <sup>3</sup> ~ →2.58
税制	法人所得税(表面税率)	17%		業務用ガス料金・ 一般ガス料金	基本料金:なし
	個人所得税(最高税率)	22%	0.14 ~ 0.15/1kWh		
	日本への利子送金課税(最高税率)	10%			
	日本への配当送金課税(最高税率)	0%			

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 4】口座開設

- ◆ 会社の設立が容易にできる一方、金融管理制度が厳しく、口座開設には必要な書類が多く、時間がかかる傾向
- ◆ 口座開設に必要な書類と留意点は以下の通り
  - 現地・外資銀行を含む銀行それぞれの管理制度が細かく違うため、口座開設の際は、支店で直接確認することが必要

### 口座開設における必要な書類

1. 現法の議事録 (Board of Directors' Resolution)
2. 会社定款 (Memorandum and Articles of Association)
3. 登記簿謄本 (Certificate of Incorporation)
4. 口座開設依頼書 (Application for Opening of Current Account)
5. 当座約款 (General Terms and Conditions)
6. ファックス・電話による取引念書 (Telephone and Fax Indemnity)
7. 電子メール通知に関する同意書 (eAST agreement)
8. 税取扱いに関する届 (Tax Questionnaire)
9. 取締役・秘書役の同意 (Form 45 / Form 45B)
10. 権限者のパスポート(コピー)
11. 権限者の住所を証明できる書類 (公共料金明細書等)
12. 組織図報告書 (Latest Organisation Chart Declaration)
13. その他(親会社についての組織図等)

### 留意点・預金種類等

- ✓ すべての書類コピーは、**権限者の署名**が必要

#### 現法の議事録について

- ✓ 取締役2名もしくは取締役1名 + 秘書役の署名が必要
- ✓ 現法の議事録より権限者の署名が決まっている

#### 預金種類

- ✓ シンガポールには、法人利用の普通預金はなし
- ✓ 法人の口座開設は、**当座預金**となる
- ✓ 他の預金種類: **定期預金、外貨預金(銀行・通貨による)**

#### 他の関連サービス

- ✓ 小切手(シンガポールドル、外貨)、ATMカード、インターネットバンキング、クレジットカード
- ✓ 以上の関連サービスは、銀行によって提供しない場合もあり

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

---

. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他

## 【 - 1】外資規制

- ◆ 外国投資は原則自由
- ◆ 知識集約型経済構造の確立をめざし、先端技術部門、高付加価値産業部門、研究開発部門、ビジネスハブ機能の強化に資するサービス部門などへの投資を奨励

### 外資規制

- ✓ 出資比率・最低資本金に関する規制は原則なし
  - 駐在員のビザ取得を勘案すれば、SGD100,000以上の資本金が望ましい
- ✓ 外資に関する法律はなく、ほぼ規制を受けることはないが、以下は例外
  - a. 民間企業進出が規制されている業種  
〔兵器や弾薬の製造、および公共事業サービス〕
  - b. 外資の進出には事前許可を要する業種  
〔金融・保険業、ホテル・旅行業、不動産業等〕
- ✓ 製造業管理法に規定されている項目のエアコン・冷蔵庫等も当局の事前許可が必要

### 優遇業種

以下の部門が政府の産業育成重点部門、奨励産業。下記部門を中心に税減免等の優遇措置が付与されている

1. エレクトロニクス
2. 化学
3. 生命科学(ライフサイエンス)
4. バイオメディカル
5. エンジニアリング
6. 教育サービス
7. 医療サービス
8. 物流
9. 情報通信・メディア
10. 地域統括サービス 等

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 2】投資誘致

- ◆ 優遇税制とは別に、研究開発、企業の国際化、中小企業の生産性向上・能力開発、起業を促進するための助成金制度や投融資制度などの各種優遇策あり

### シンガポールの主要優遇制度一覧

管轄	優遇制度名	概要
シンガポール経済開発庁 Economic Development Board (EDB)	国際統括本部 (IHQ) International Headquarters	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内に統括拠点を置く企業で政府の認定を受けた企業は軽減税率が適用。認定条件・適用税率等は、EDBと協議の上決定</li> </ul>
	金融財務管理センター (FTC) Financial Treasury Centre	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールから関連会社へ金融・財務活動を行う企業が対象。8%の軽減税率や源泉税の免除等のメリットあり</li> </ul>
	企業向け研究開発支援策 (RISC) Research Incentive Scheme	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール経済・知名度等に測定可能な貢献を与える研究開発が対象</li> <li>研究開発費用、開発に係る現地人件費は最大50%まで助成金として支給</li> </ul>
	パイオニア優遇制度 (PC) Pioneer Certificate	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な開発やシンガポールに経済的貢献することが基本要件</li> <li>国際統括本部 (IHQ) 優遇と併用可。条件についてEDBと協議の上決定</li> <li>法人税が最長5年免税、更新可能 (EDBと協議)</li> <li>適格事業による増収分に対して減税 (5%または10%)</li> </ul>
	経済拡張支援策 (DEI) Development and Expansion Incentive	
	企業向け研修助成金 (TGC) Training Grant for Company	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代技術、生産技能、専門知識などの習得と能力開発を目的とする従業員向け研修制度が対象</li> <li>費用の最大30%まで助成金として支給</li> </ul>
旧シンガポール国際企業庁 Enterprise Singapore	グローバル・トレーダー・プログラム Global Trader Programme (GTP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールをオフショア貿易活動拠点とする国際貿易会社が対象。増益分の法人税に対し、5%または10%の軽減税率が適用</li> </ul>

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

各優遇制度に関する詳しい情報等は管轄機関HPをご確認ください

## 【 - 3】会社法関連

- ◆ イギリス連邦加盟国からの独立国であるため、英国法系の法制度
- ◆ 最低資本金制度はないが、許可を必要とする事業や在留資格を得るため、必要に応じ基準を満たす必要あり
- ◆ 最低株主数は1名。取締役については、最低1名の居住者が必要。秘書役も最低1名居住者が必要
- ◆ 会社の意思決定機関は取締役会

### 取締役会

決議事項	行使要件	定足数
<p>【普通決議】 増資、取締役の貸付、 取締役報酬、退職金の支払</p>	<p>出席者の議決権の 1/2超の賛成</p>	<p>附属定款の定めによる (定めがない場合は2名以 上の株主の出席)</p>
<p>【特別決議】 附属定款の変更、商号変更、 減資、自己株式取得、合併、 株主による任意清算</p>	<p>出席者の議決権の 3/4以上の賛成</p>	<p>附属定款の定めによる (定めがない場合は2名以 上の株主の出席)</p>

(出所) Singapore Statutes Onlineより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 4】為替管理制度

- ◆ 外国為替管理制度は、1978年に廃止
- ◆ 広範囲に通貨・金融政策を担当してきた通貨金融庁(MAS)は、シンガポールの中央銀行として機能
- ◆ 貿易取引(決済通貨、手段、外貨支払など)、貿易外取引(運賃、保険料などサービス役務など)両取引に対する規制・制限はなく、自由度が非常に高い
- ◆ 資本取引に関しては、特に制限なし。ただし、非居住金融機関に対するSGD貸出規制により、SGDの使用方法については一定の制限あり

### 【ご参考】資本取引

資本取引における制限はおおむねないが、非居住金融機関に対するSGD貸出規制によりいくつかの例外措置あり

1. 非居住金融機関に対する商業銀行の信用供与に関する規制
  - ✓ 銀行は、国内外での投資のための資金を非居住金融機関に貸し付け可能。ただし、1法人あたりの貸付総額が500万SGDを超え、かつ資金が国外で使用される場合、供与されるSGDは外貨に転換またはスワップされなければならない。銀行は毎月の貸付残高についてMASに報告義務あり
2. 非居住金融機関による債券の発行、販売に関する規制
  - ✓ 非居住金融機関は、MASの事前許可なしに、シンガポール市場でSGD建て債券を発行できるが、その発行代り金(SGD)はシンガポールでの経済活動に使用されなければならない。事前に認められた以外の目的や国外での活動に使用される場合は、海外に送金する前に外貨に転換またはスワップしなければならない
3. デリバティブ商品等の取引に関する規制
  - ✓ 銀行がSGD建てデリバティブ商品を非居住者と取引する場合は、MASの事前許可が必要

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 5】貿易制度

- ◆ **資源がないシンガポールは、国際市場への参入が非常に重要であり、政策の中でも貿易制度の整理が優先**
  - 貿易自由度・透明性が高く評価され、国際貿易の中心国の1つでもあり、世界の港湾取扱貨物量ランキングでは上位に位置

### 貿易に関わるライセンス・管理当局

- ✓ 管轄官庁は、シンガポール税関(Singapore Customs)。ただし、輸出入ライセンスの取得等が必要な品目については、商品ごとに所管する省庁・政府機関が異なる
- ✓ 品目・機関の一覧(抜粋)は以下の通り:
  - 食料品:農食品・獣医庁(AVA)
  - 化粧品、医療品:保健科学庁(HAS)
  - 化学物質・電池:国家環境庁(NEA)
- ✓ 輸出入政策および輸入手続き等は、シンガポール税関が窓口となる

### 主要な貿易関連規制

- 【輸入サイド】
  - ✓ 輸入禁止品目は、チューインガム、爆竹など。輸入管理品目は、化学品などがあり、事前登録および輸入ライセンスの取得が義務付けられている(左記の『貿易に関わるライセンス・管理当局』参照)
  - ✓ 輸出入規制法では、北朝鮮、イラン、エリトリア、リビアからの武器、ソマリアからの木炭、シリアからの化学兵器が輸入禁止品目となっている
- 【輸出サイド】
  - ✓ 輸出禁止品目は「サイの角(加工品、未加工品、粉末等を含む)」のみ
  - ✓ 輸出管理品目は、コメ、化学物質などがあり、事前登録および輸出ライセンスの取得が義務付けられている(左記の『貿易に関わるライセンス・管理当局』参照)

(出所)JETRO公式ホームページより みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 6】資金調達 ~ 資金調達方法

- ◆ シンガポールはASEANの他国に比べ外資規制は限られており、比較的資金調達は容易と言える
- ◆ 現地法人設立後の主な資金調達方法としては、増資、親会社からの借入、現地での銀行等金融機関からの借入等があげられる
- ◆ 過小資本税制に該当する税制はないが、借入の資金用途によっては借入利子が損金算入されない可能性もあるため注意が必要

	増資	親会社からの借入	地場銀行からの借入
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 長期的に還流予定のない資金に適していると言われる。短期間で親会社に還流する資金ならば不向きか</li> <li>✓ 利益の範囲内でしか配当を還流させることができない</li> <li>✓ 減資には厳格な手続きが定められている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資本金と違って流動性が高く、短期的に還流される可能性がある資金には向いている</li> <li>✓ 親会社へ利子を支払う際に源泉税が発生(15%)</li> <li>✓ 利率の設定については移転価格税制に配慮する必要あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現地通貨建の借入により、グループ全体にて為替の影響が抑えられる</li> <li>✓ 設立から間もない企業に対しては、親会社からの保証差入を求められる可能性あり</li> </ul>

日星租税条約により、日本に親会社がある場合の源泉税は10%。  
租税条約の適用を受けるには、源泉徴収義務者は非居住者から Certificate of Residence (COR)を受領しシンガポール内国歳入庁(IRAS)に提出する必要あり

(出所)各種公開資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 6】資金調達 ~ 第三者割当増資

◆ シンガポール会社法に基づき設立された会社が行う第三者割当増資の流れは以下の通り

	手続き	手続き実施者	手続き内容
割当前手続き	1 株主総会にて承認	 SG現法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に株主総会での承認が必要</li> <li>上記手続きについては定款の確認が望まれる</li> </ul>
	2 引受契約締結	 SG現法  貴社	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行会社と割当先株主との間にて引受契約を締結</li> </ul>
割当後手続き	3 株式対価払込	 貴社	<ul style="list-style-type: none"> <li>引受契約に基づき割当株式の対価を払い込む。現物出資も可能</li> <li>極端に安いといった合理性に乏しい払込金額であれば、現地法人取締役が信認義務違反に問われる可能性もある</li> </ul>
	4 株券発行	 SG現法	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行会社は株主割当から60日以内に株券を発行しなければならない</li> </ul>
	5 ACRAへの届出	 SG現法	<ul style="list-style-type: none"> <li>割当増資実施についてACRA(シンガポール会計企業規制庁)に届け出る必要がある</li> </ul>

非公開会社については株式名簿作成義務はなく、ACRAへの登記手続きによって電子登録株主名簿が更新される

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 7】不動産関連規制

- ◆ シンガポールにおいて、不動産とは土地および建物を指す(居住用不動産法(Residential Property Act: Chapter 274 of Singapore))。原則、建物は土地の一部と考えられ、独立して取引の対象とすることはできない
- ◆ 2018年7月に政府は価格が上昇していた住宅市場に対して、不動産投機抑制策を実施。2018年第4四半期以降、価格は下落したものの最近は再び上昇傾向。商業用不動産において、オフィス価格は2017年から上昇傾向にあるも、店舗価格は電子商取引の拡大、空室率の上昇により下落傾向

### シンガポールにおける不動産関連規定

#### 不動産の 所有権

- ✓ 国有地法は土地に対する自由保有権の設定を原則禁止しており、個人あるいは国以外の団体に対し、国有地の土地所有権を譲渡することは一定の場合にしか認められていない。また、一般的に外国人に対しては土地の所有権を制限

#### 不動産の 登記

- ✓ Land Title Act3を根拠法として、土地に関する取引は登記によって有効となり、登記された所有者のみが真の所有者である。権利者には登記簿の内容に基づき権利証(Certificate of Title)が発行される。土地の90%以上が登記されている

#### 不動産の 賃借

- ✓ 工業用地: 30 ~ 60年
- ✓ 居住用地・商業用地: 最大99年

### 外国人および外国資本に対する規制

#### 【商業用不動産】

- ✓ 外資規制は存在しない
- ✓ 商業用地を取得する場合、原則Government Land Sales (IGLS) 制度による入札となる

#### 【居住用不動産】

- ✓ Residential Property Actにより、外国人・外国企業による居住用不動産の取得が制限
  - 多層階アパートメント、コンドミニアムのユニット(ただし、Housing and Development Actに基づきHousing and Development Board (HDB)が開発した居住用不動産は除く)
  - 一定の担保権(Mortgage, Charge等)または7年以下の賃借権等の権利の設定
- ✓ 1 ~ 4%の印紙税(不動産の価格によって税率が変動)に加え、20%の追加印紙税が課される

(出所)「国土交通省 海外建設・不動産市場データベース」、EDB資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

---

. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

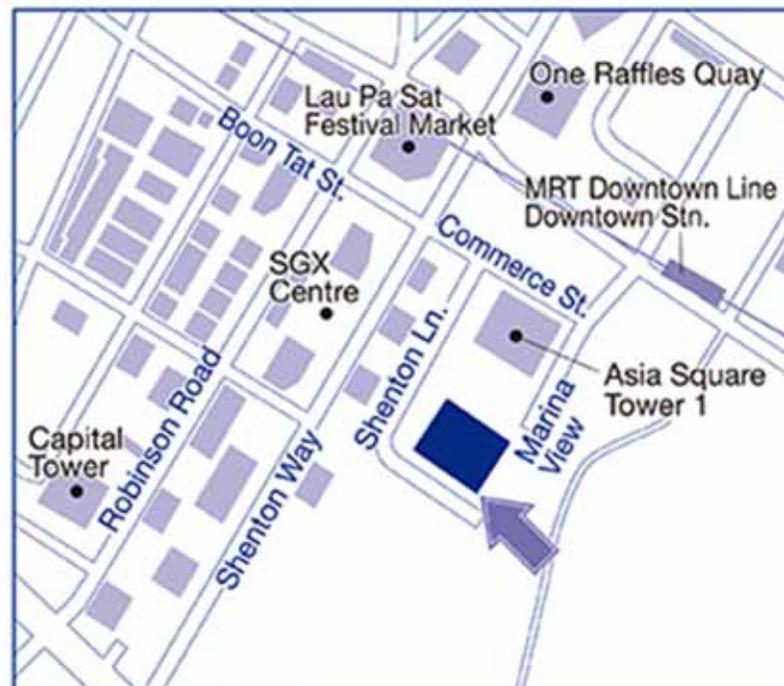
. その他

## 【 - 1】みずほ銀行 シンガポール拠点のご案内

### ◆ シンガポール営業部

Mizuho Bank, Ltd. Singapore Corporate Banking Department

所在地	12 Marina View, #08-01 Asia Square Tower 2, Singapore 018961
代表電話	+ 65-6805-2000
営業日	月曜日～金曜日



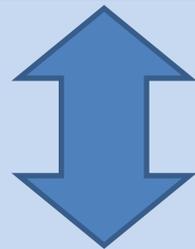
空港からのアクセス

タクシー：約30分

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【 - 2】業務提携 ~ Singapore Economic Development Board (EDB)

- ◆ 2005年8月、シンガポール経済開発庁 (EDB) との間で日系企業進出支援に関する業務協力覚書に調印
- ◆ 地域最新情報の収集・相互協力を通して国内外でのサポート体制の充実を図る



### 【業務提携覚書の骨子】

日系企業進出に関する相互協力  
日本、シンガポールおよび周辺地域の投資制度等に関する情報交換  
セミナーおよび相談会等の共催

### 【シンガポール経済開発庁の概要】

EDBは、シンガポールのグローバル・ビジネス拠点としての地位を強化する戦略を計画・実施する主要政府機関。製造およびサービス産業の両分野において、国内および海外投資家が、より高い持続可能な収益の達成と新たなビジネスチャンスの獲得を目指してバリューチェーンを向上させ、支援する。また、投資家との意見交換および投資促進を図る一方で、インフラと公共サービスの効率性と価格競争力が確実に保たれるよう、各政府機関に対するフィードバックを行っている

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

---

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・确实性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、複製、写真複製、あるいはその他如何なる手段において複製すること、弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。